

# 令和5年度 幼稚園入園申込の手引き

香美町教育委員会こども教育課



## ◆幼稚園について

香美町では、幼児を保育し適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的として1つの独立幼稚園、8つの小学校併設幼稚園を設置しています。

香住幼稚園、柴山幼稚園、村岡幼稚園、うづか幼稚園、射添幼稚園については、小学校就学前1年間、奥佐津幼稚園、佐津幼稚園、長井幼稚園、余部幼稚園については、小学校就学前2年間の幼児教育を提供しており、それぞれ住所地によって入園できる幼稚園が決まっています。

## ◆教育の必要性の認定について

子ども・子育て支援新制度において、幼稚園の申込の際、教育の必要性の認定を受ける必要があります。

**3歳以上で教育を希望する場合 . . . 1号認定（教育標準時間認定）**

3歳以上で保育を必要とする場合 . . . 2号認定（保育認定）

3歳未満で保育を必要とする場合 . . . 3号認定（保育認定）

※幼稚園は、1号認定の教育標準時間認定を受けることになります。

## ◆町内幼稚園一覧

公私	施設名	定員	住所	電話番号	入園区域	入園対象年齢
公	香住幼稚園	90	香住区香住 1595-9	36-0416	香住小学校区	5歳児
公	奥佐津幼稚園	60	香住区上岡 180	38-0492	奥佐津小学校区	5歳児、4歳児
公	佐津幼稚園	60	香住区訓谷 340	38-0786	佐津小学校区	5歳児、4歳児
公	柴山幼稚園	30	香住区上計 34	37-0554	柴山小学校区	5歳児
公	長井幼稚園	60	香住区大野 83-1	36-3232	長井小学校区	5歳児、4歳児
公	余部幼稚園	60	香住区余部 1697	34-0375	余部小学校区	5歳児、4歳児
公	村岡幼稚園	60	村岡区村岡 2940	94-0241	村岡小学校区	5歳児
公	うづか幼稚園	60	村岡区福岡 324	96-0968	兎塚小学校区	5歳児
公	射添幼稚園	60	村岡区川会 38	95-0648	射添小学校区	5歳児

※香美町では、8時から14時までを教育標準時間としています。

※14時以降の預かり保育については、次のとおり事業を行っています。

①香住幼稚園においては、幼稚園預かり保育事業を実施しています。

②香住幼稚園以外の幼稚園については、放課後児童クラブで園児の受け入れを行っています。

## ◆入園の申込について

**入園申込期間 令和4年11月21日(月)～12月9日(金)**

※2年制の幼稚園の2年目は、入園手続きの必要はありません。

※町外の幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用を希望される場合は、上記の期限に関わらず早めに町教育委員会こども教育課へお問い合わせください。

(TEL: 0796-94-0101)

### <提出書類>

#### ①教育・保育給付認定申請書兼利用申請書

平成28年1月から開始されたマイナンバー制度により、申請書にマイナンバーを記入していただきます。

#### ②申請者(保護者)の「マイナンバーカードの写し」または「通知カードと本人確認書類※(いずれも写し)」

「本人確認」のため、申請者(保護者)の方のマイナンバーと本人確認のできる書類を提出していただきます。

##### ※本人確認書類

○1つの書類で確認するもの(顔写真付き)

運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、在留カード、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特別永住者証明書、等

○2つの書類で確認するもの(顔写真なし)

公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、等

#### ③(単身赴任等で保護者が町外に別居している場合)市町村民税額を確認できる書類

○「令和4年度市町村民税課税(非課税)証明書」または「住民税決定通知書」の写し  
(令和4年1月1日時点で住民登録のあった市町村の役所にて発行されます。)

○「令和5年度市町村民税課税(非課税)証明書」または「住民税決定通知書」の写し  
(令和5年1月1日時点で住民登録のあった市町村の役所にて発行されます。発行される時期は、おおむね令和5年6月中旬以降となるため令和5年7月末までに提出してください。)

※収入やご家庭の状況により、父母以外の方の書類の提出をお願いする場合があります。

#### ④(提出が必要な方のみ)お子さんの状況が確認できる書類

○ 障害者手帳の写し、または特別児童扶養手当や障害基礎年金等の証書の写し、医師の診断書等

※お子さんの成長について心配なこと、気になることがある場合は、申込時にお申し出ください。

## ＜申請書類提出先＞

申請書類を提出用封筒に入れ、**入園を希望する幼稚園**へ提出してください。

町教育委員会こども教育課に提出される場合は、申請書を提出される時に「本人確認」を行います。この場合には、「提出書類②」は提出用封筒にはいれず、次の（ア）または（イ）の場合にしたいがい、本人確認のための書類をご持参ください。

### （ア）申請者が提出する場合

（保護者氏名欄に父の名前を記載し父が提出する場合。または、保護者氏名欄に母の名前を記載し母が提出する場合）



「マイナンバーカード」または「通知カードと本人確認書類※」をご持参ください。

### （イ）同居の親族あるいは同居の親族以外の者が、代理人として提出する場合

（保護者氏名欄に父の名前を記載し母（または祖父母）が提出する場合など。）



次の（i）～（iii）をご持参ください。

- （i）申請者の「マイナンバーカード」または「通知カード」（写しでも可）
- （ii）委任状（法定代理人の場合は戸籍謄本など）・・・申請書の裏面に記入
- （iii）提出に来られた方の本人確認書類※

#### ※本人確認書類

##### ○1つの書類で確認するもの（顔写真付き）

運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、在留カード、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特別永住者証明書、等

##### ○2つの書類で確認するもの（顔写真なし）

公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、等

## ◆入園の決定について

入園の決定時期は、令和5年1月下旬の予定ですが、新年度に向けた認定事務が集中するため、通知が遅れる場合があります。

入園説明会につきましては、入園決定後、改めてご案内いたします。

## ◆保育料及び給食費について

幼児教育・保育の無償化により、幼稚園、保育所、認定こども園を利用する場合、3～5歳児クラスの児童全員と0～2歳児クラスの市町村民税非課税世帯は保育料が無償になります。

香美町の公立幼稚園においても、保育料は無償になりますので徴収はしませんが、給食費（主食費及び副食費）については、これまでどおり保護者負担となります。

なお、年収360万円未満相当の世帯、または、きょうだい順位が第3子とカウントされた場合には、給食費のうち副食費が徴収免除となりますので、免除対象の方には「副食費徴収免除通知書」を送付します。副食費徴収免除の決定については、令和5年度4～8月分は、令和4年度の市町村民税額をもとに決定し、9月分以降は、令和5年度の市町村民税額をもとに決定します。

給食費の納付方法については、入園決定時にご案内します。

### 【参考】令和4年度 香美町保育料

#### 1. 幼稚園・認定こども園〔教育〕3歳以上児（1号認定）

(1) 利用者負担額（保育料）は0円です。

(2) 給食費は別途徴収されますが、次の①または②に該当する場合、給食費のうち副食費部分が免除されます。

①市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯

②市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯で、小学校3年生以下の範囲において最年長の子どもから数えて3人目以降の児童

## ◆病児保育について

病気のため集団生活が困難なお子さまを、専用スペースで一時的にお預かりします。事前の申込と利用の際に医師の診断が必要です。詳細はお問い合わせください。

場所	香美町病児保育室「おひさま」(香住病院内)
対象	満1歳から小学6年生まで
利用定員	2名
利用料金	町内児童： 一日 2,500円 半日 1,500円 町外児童： 一日 3,500円 半日 2,000円
問い合わせ先	0796-36-1166(香住病院内)

## 【問い合わせ先】

〒667-1392 香美町村岡区村岡390番地の1

香美町教育委員会こども教育課

TEL：0796-94-0101（教育委員会直通）

